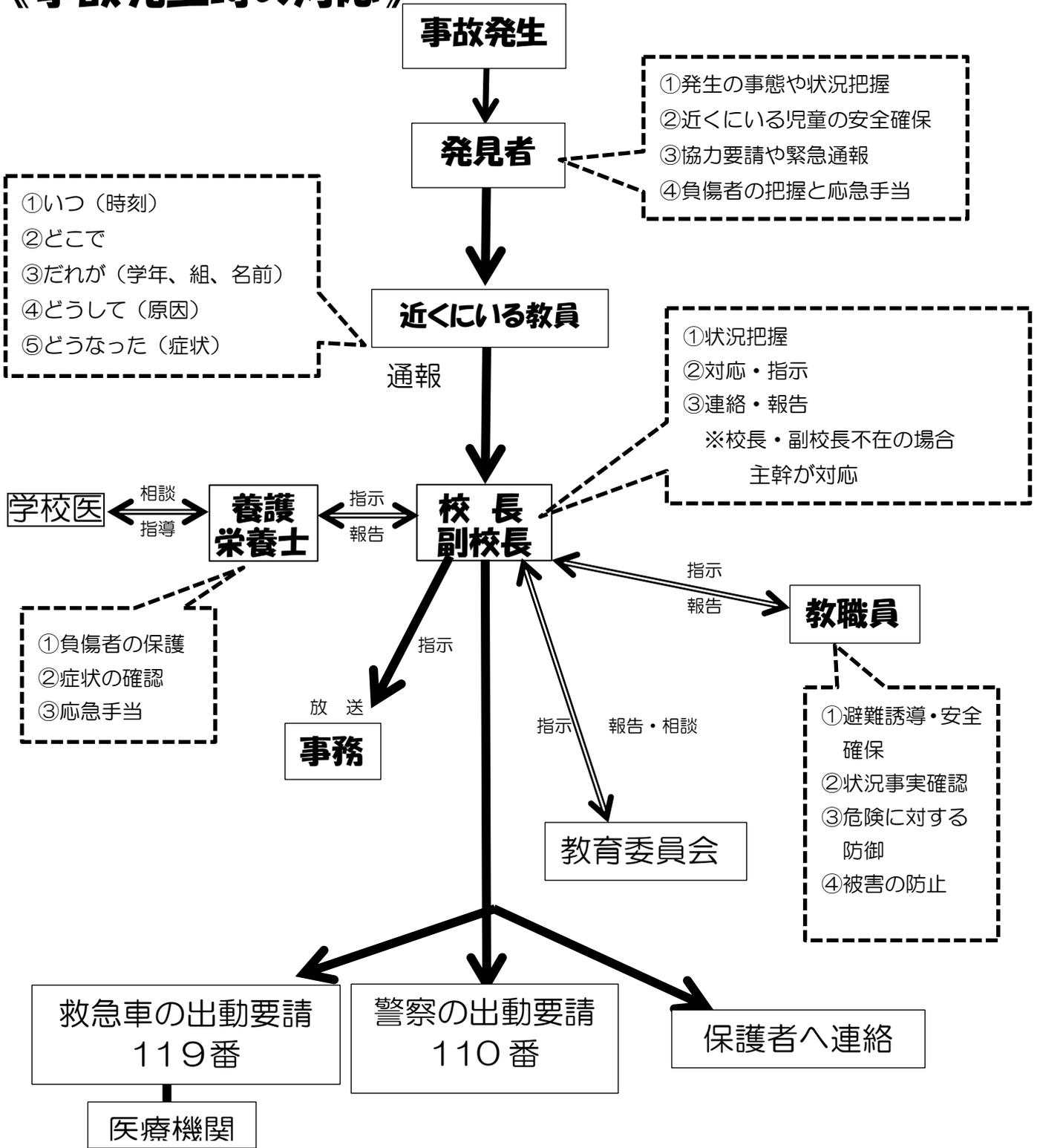


《事故発生時の対応》



- 教職員の分担**
- 校庭、屋上への誘導、避難場所での安全確保
 - ・担任…各学級
 - ・音楽専科・ひまわり担当…1・2年、
 - 図工専科・さくら担当…3・4年、用務主事2…5・6年
 - 危険に対する防御、被害防止
 - ・算数少人数担当 用務主事1

救急車を要請する場合

(1)「119」をダイヤルする。

「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急 です。」

「江戸川区立小岩小学校 です。」

「住所は、江戸川区東小岩3-20-10 です。」

「電話番号は、03-3657-1078 です。」

「けが人(病人)は、

小学〇年生、男子、(けがの起きた状況) です。」

「症状、けがの状態は、_____ です。」

(2)正門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。

事故発生後の報告と事後処理

(1)教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



(2)日本スポーツ振興センター申請手続き

- 重大な事故の場合は、指導計画・内容、当日の状況等の詳細な報告を求められる。記録は正確にとり長期にわたって保存する。

(3)記録の管理

- 事故発生状況や措置について、時系列で記録する。
- 記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

(4)一般児童への指導

- 一般児童が不安に陥ることのないよう配慮する。
- 事故の概要について可能な範囲で、できるだけ早く説明する(全校集会等)。
- 安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

(5)対外折衝

- 無用の混乱を避けるために、窓口を一本に絞って管理職が行う。

(6)保護者への説明

- 重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもあるので、校長と教育委員会は連携を図りながら、必要と認めた場合に保護者への説明の場を設定する。